

令和5年5月31日  
庁舎整備担当部

## 世田谷区本庁舎等整備工事への工事請負契約に係るスライド条項の適用について

### 1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事について、このたび、工事請負契約の相手方より、工事請負契約約款第25条の規定（以下、「スライド条項」という。）に基づく請求があった。変更額及び協議経緯等について報告する。

### 2 現在の契約概要

#### (1) 相手方

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
大成建設株式会社東京支店 代表者 中村 有孝

#### (2) 契約金額

令和5年1月契約変更（第2回）	39,285,411,000円
令和3年12月契約変更（第1回）	36,610,893,000円
令和3年5月当初	36,410,000,000円

#### (3) 契約工期

令和9年10月15日まで

### 3 変更額及び協議経緯等

#### (1) スライド条項の適用項目

工事請負契約約款第25条第6項の規定（インフレスライド）による

#### (2) 請求額

1,646,944,668円

#### (3) 経緯等

令和5年4月17日 相手方よりスライド条項に基づく変更請求を受領  
5月18日 相手方へ変更額を提示し、協議開始

#### (4) 区積算による変更額

1,538,372,000円

#### (5) 変更額の確定

変更額については、協議開始の日から14日以内（令和5年6月1日まで）に協議が整わない場合、発注者が定め、受注者に通知する。

### 4 予算措置

変更額のうち、1期工事での支払い該当分（524,248,000円）については、1期工事の工程が確定次第、必要な予算措置を行う。残りの変更額については、令和6年度以降の各年度の支払い金額に反映し、予算措置を行う。

## (参考) 工事請負契約約款第 25 条に基づくスライド条項の概要

工事請負契約約款第 25 条とは

賃金水準又は物価水準の変動(全体スライド)、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合(単品スライド)、また、急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合(インフレスライド)に、発注者または受注者が請負代金額の変更を請求することができることを定めている。

項目		全体スライド (第 1 項～4 項)	単品スライド (第 5 項)	今回：インフレスライド (第 6 項)
		適用対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期が 12 ヶ月を超える工事</li> <li>かつ、</li> <li>・基準日(原則、請求日)以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日(原則、請求日)以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事</li> </ul>
金額変更方法	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材類及び燃料油</li> <li>・その他の資材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等</li> </ul>
	受注者の負担	・残工事費の 1.5%	・対象工事費の 1.0%	・残工事費の 1.0%